

八幡浜市販路開拓支援事業補助金交付要綱

〔平成 28 年 3 月 28 日〕
要 綱 第 6 号

改正 平成 28 年 6 月 21 日要綱第 28 号
令和 元年 7 月 11 日要綱第 10 号
令和 3 年 3 月 31 日要綱第 30 号
令和 6 年 1 月 24 日要綱第 3 号

(趣旨)

第 1 条 市は、市内の中小企業者等が有する商品の販路開拓を推進することにより、地域経済の活性化に資することを目的として、当該中小企業者等の展示会、見本市その他これらに類する催事（以下「展示会等」という。）への出展に要する経費に対し、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において八幡浜市販路開拓支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象者)

第 2 条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる者であつて、市税等を滞納していないものとする。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定するものをいう。）及び個人事業者
- (2) 市内において G A P 認証を取得した園地を有する柑橘等を生産する者及び団体（高等学校を含む。）
- (3) 八幡浜商工会議所及び保内町商工会

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内において生産、製造、加工又は開発された製品等を、市外において不特定多数の者に周知させるための展示会等への出展に係るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、他の制度による補助金又は助成金等の交付を受ける事業については、補助対象事業としない。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費で、別表 1 に掲げるものとする。

(補助金額)

第5条 展示会等への出展に係る補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、その上限を10万円とする。

2 1つの補助対象者が補助金の交付を申請できる回数は、年度内において1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、八幡浜市販路開拓支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する補助金交付申請があり、当該申請書に記載された内容が交付要件に適合すると認めたときは、八幡浜市販路開拓支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の決定通知書において、必要と認める条件を付けることができる。

（変更、中止、廃止）

第8条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）が、補助事業等の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、次に定めるところによる。

(1) 補助事業の内容、補助金の額等の変更があった場合においては、速やかに八幡浜市販路開拓支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、八幡浜市販路開拓支援事業補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助事業等の変更又は中止若しくは廃止の承認決定を補助事業者に通知するものとする。

3 前条の規定は、前項の通知について、準用する。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業完了後速やかに八幡浜市販路開拓支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

い。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、八幡浜市販路開拓支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により通知しなければならない。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により、補助金の額の確定通知を受けたものは、八幡浜市販路開拓支援事業補助金精算払請求書（様式第7号）を提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第13条 前2条の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、当該補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付（以下「概算払い」という。）することができる。

2 概算払いを受けようとする補助事業者は、八幡浜市販路開拓支援事業補助金概算払請求書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

3 前条の規定は、前項に規定する請求書が提出された場合について準用する。
この場合において、同条中「精算払請求書」とあるのは、「概算払請求書」と読み替えるものとする。

（目的外使用の禁止）

第14条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（指導監督）

第15条 市長は、補助事業者の実施する補助事業に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第16条 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定又は条件に反したとき（第2条に規定する者に該当しなくなったときを含む。）。

(2) この要綱の規定に基づく申請について、虚偽の申請をしたとき。

(3) 補助対象事業の施行において、不適当な行為があったとき。

- 2 前項の取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、市長は期限を定めてその返還をさせるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月21日要綱第28号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年7月11日要綱第10号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の八幡浜市販路開拓支援事業補助金交付要綱第2条及び第13条の規定は、令和元年度以後の補助対象事業から適用し、平成30年度以前の補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月31日要綱第30号) (抄)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定の改正規定(第3号、第14号及び第31号にあっては、次に掲げる規定)は、八幡浜市会計規則の一部を改正する規則(令和3年規則第15号)の施行の日から施行する。

[八幡浜市会計規則の一部を改正する規則(令和3年規則第15号)の施行の日=令和3年6月1日]

(1)～(20) (略)

(21) 第26条第1号中八幡浜市販路開拓支援事業補助金交付要綱様式第7号

(22)～(43) (略)

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前のそれぞれの要綱の様式による

用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和6年1月24日要綱第3号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 1 （第 4 条関係）

経費区分	補助対象経費
会場借上費	出展小間料、会場使用料
小間内装飾費	会場等の装飾に係る設営又は撤去に要する経費、光熱水費及びその使用に係る設備工事に要する経費
備品使用費	展示ブース内で使用する音響・映像機器、ショーケース、照明機器等のレンタルに要する経費
広告宣伝費	パンフレット、カタログ、ポスター、名刺、案内状及び販促品等の作成に要する経費、展示会等の主催者が発行する発行物への広告掲載に要する経費
委託費	展示物等製作業務の外部委託に要する経費
梱包運搬費	製品、資材等の梱包又は運搬に要する経費
旅費	公共交通機関利用運賃、有料道路通行料、レンタカー代、燃料代、宿泊代
参加費	参加費用

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

八幡浜市長

様

所在地

商号又は名称

代表者名

八幡浜市販路開拓支援事業補助金交付申請書

八幡浜市販路開拓支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり
関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の名称	八幡浜市販路開拓支援事業補助金
2 展示会等名称	
3 会場名及び所在地	
4 開催期間	
5 事業目的及び効果	
6 他制度の補助等の有無	
7 交付申請額	
8 添付書類	(1) 展示会等の開催要領及び出展申請書の写し (2) 事業計画書 (3) 市税等納付確認同意書 (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長

八幡浜市販路開拓支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった八幡浜市販路開拓支援事業補助金について、八幡浜市販路開拓支援事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

補助金交付額 金 円

（注）

第 8 条第 3 項において準用する第 7 条の規定によりこの様式が用いられる場合にあっては、通知書の名称、根拠条文等を適宜修正して用いるものとする。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

所在地

商号又は名称

代表者名

八幡浜市販路開拓支援事業補助金等変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業について、下記のとおり変更したいので八幡浜市販路開拓支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助交付変更申請額

既交付決定額	金	円
変更承認申請額	金	円
差引増減額	金	円

2 変 更 理 由

添付書類

- (1) 変更内容を証明する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

所在地

商号又は名称

代表者名

八幡浜市販路開拓支援事業補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので八幡浜市販路開拓支援事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 中止（廃止）理由

2 中止（廃止）内容

添付書類

- (1) 中止（廃止）内容を証明する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

八幡浜市長 様

所在地
商号又は名称
代表者名

八幡浜市販路開拓支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で決定を受けた八幡浜市販路開拓支援
事業補助金にかかる事業実績について下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績報告書 別添のとおり
- 2 収支決算書 別添のとおり
- 3 その他、市長が必要と認めた書類

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長 印

八幡浜市販路開拓支援事業補助金確定通知書

年 月 日付で報告のあった事業については、八幡浜市販路開拓支援事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定します。

記

1 補助金確定額 金 円

様式第 7 号（第 1 1 条、第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

八幡浜市長 様

所在地
商号又は名称
代表者名

八幡浜市販路開拓支援事業補助金精算払（概算払）請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった八幡浜市販路開拓支援事業補助金について下記のとおり請求します。

記

1	請求額	金	円
	交付決定額	金	円
	今回請求額	金	円
	既受領済額	金	円
	残 額	金	円

2 添付書類

- (1) 補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の写し
- (2) その他、市長が必要と認めた書類